## 8. デリバティブ取引の契約額、時価及び評価損益

FASB基準書第119号に規定するデリバティブ取引の公正価額は以下のとおりです。

(単位:百万円)

	12年9月中間期		11年9月中間期		1 2 年 3 月期	
	帳簿価額	見積公正価額	帳簿価額	見積公正価額	帳簿価額	見積公正価額
その他の流動資産 ( その他の流動負債) 為替予約取引	88	88	16	16	269	269
金利スワップ取引	-	15	-	172	-	45

(1) デリバティブ(主に為替予約取引および通貨オプション取引)の公正価額は金融機関から入手した時価、 将来のキャッシュ・フローの割引現在価値、その他の評価手法を使用して見積価格を算定しています。 また、トレーディング目的のためのデリバティブ取引は行っていません。

## (2) 金利スワップ取引

子会社の一部は金利変動のリスクを軽減するために金利スワップ取引を利用しています。この取引に係る支払利息および受取利息は相殺して支払利息に含めて計上しています。契約相手は大規模な金融機関であり、信用リスクは小さいと考えています。

金利スワップ取引の想定元本は次のとおりです。

<u>12年9月中間期</u> <u>11年9月中間期</u> <u>12年3月期</u>

3,000 百万円 12,000 百万円 4,000 百万円

## (3) 為替予約取引および通貨オプション取引

当社および子会社は為替予約取引を為替変動(主に、米ドル、ユーロ)をヘッジするために継続的に実施しています。これらは、海外子会社において外国通貨間の為替交換においても用いられています。これらの契約期間は概ね10カ月以内です。契約相手は大規模な金融機関であり、信用リスクは小さいと来るでいます。

為替予約取引等の残高(想定元本)は次のとおりです。

将来の売上取引を対象として:

<u>12年9月中間期</u> <u>11年9月中間期</u> <u>12年3月期</u>

為替予約

15,282 百万円 13,974 百万円 15,374 百万円

上記の想定元本はデリバティブの取引規模を表していますが、実際の支払額及び受取額は、想定元本を 基礎とした契約条件により決定されます。